

○忠岡町子ども医療費の助成に関する条例施行規則

平成5年9月30日規則第17号

改正

平成6年10月1日規則第12号

平成8年3月8日規則第3号

平成11年12月29日規則第27号

平成12年12月18日規則第24号

平成16年10月20日規則第10号

平成16年11月26日規則第13号

平成22年3月3日規則第3号

平成25年3月29日規則第12号

平成26年3月31日規則第11号

平成26年12月19日規則第30号

平成28年12月28日規則第14号

平成29年1月16日規則第1号

忠岡町子ども医療費の助成に関する条例施行規則

忠岡町乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和49年忠岡町規則第5号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、忠岡町子ども医療費の助成に関する条例（昭和49年忠岡町条例第11号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（社会保険各法）

第2条 条例第1条の2第4項に規定する社会保険各法とは、次の各号の法律をいう。

- （1）健康保険法（大正11年法律第70号）
- （2）船員保険法（昭和14年法律第73号）
- （3）国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- （4）地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- （5）私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

（申請方法）

第3条 条例第5条第1項に規定する申請は、忠岡町子ども医療証交付申請書（様式第1号）に次

の各号に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は社会保険各法の規定による被保険者証、組合員証又は加入者証
- (2) 対象者の保護者の所得額を明らかにすることができる市町村長の証明書
- (3) その他町長が必要と認める書類
(医療証)

第4条 条例第6条第1項に規定する子ども医療証（以下「医療証」という。）は、様式第2号とする。

2 医療証の有効期限は、12歳に達した日以降における最初の3月末日とする。

(医療証の再交付)

第5条 医療証を破損、汚損又は紛失したときは、忠岡町子ども医療証再交付申請書（様式第3号）により、町長に医療証の再交付を申請しなければならない。

2 前項の申請には、破損又は汚損した資格証を添付して申請しなければならない。

3 医療証の再交付を受けた後において紛失した医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を町長に返還しなければならない。

4 医療証の有効期間が満了になったときは、速やかに町長に返還しなければならない。

(助成の方法)

第6条 町長は、条例第7条ただし書の規定により、医療費の助成を行う場合は、子ども医療助成費支給申請書（様式第4号）により行うものとする。

2 前項の申請には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 領収書（病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護に係ることを明らかにするものに限る。）又はこれに代わるべき証明書（条例第2条第2項の規定による対象者を除く。）
- (2) 食事療養に要した経費につき、その支払をした際、厚生労働省令の定めるところにより、保険医療機関から交付された領収書又はこれに代わるべき証明書
- (3) その他町長が必要と定める書類
(一部自己負担額)

第7条 条例第3条の規則で定める一部自己負担額は、医療機関（薬局を除く。以下この条において同じ。）ごとに、1日につき500円とする。ただし、当該一部自己負担額は、同項に規定する療養に要する費用の額のうち、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による被保険者又は

社会保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者が負担すべき額を超えることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、食事の提供たる療養を受けたときは、一部自己負担額を要しないものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、対象者が同一の月に同一の医療機関において行う一部自己負担額の支払は、2日までとする。
- 4 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う医療機関において歯科診療及び歯科診療以外の診療を受けた場合における前2項の規定の適用については、当該歯科診療及び歯科診療以外の診療は、それぞれ別の医療機関で受けたものとみなす。
- 5 対象者が同一の月に同一の医療機関において入院及び入院以外の療養を受けた場合における第1項の規定の適用については、当該入院及び入院以外の療養は、それぞれ別の医療機関で受けたものとみなす。
- 6 対象者が同一の月に支払った一部自己負担額を合算した額が2,500円を超える場合は、当該合算した額から2,500円を控除した額を助成する。

(添付書類の省略)

第8条 町長は、この規則の規定による申請をする場合に、申請書に添えなければならない書類により明らかにすべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(届出事項)

第9条 条例第9条の規則で定める事項については、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 対象者の住所又は氏名
 - (2) 保護者の住所又は氏名
 - (3) 加入医療保険
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
- 2 条例第9条の届出は、資格変更届(様式第5号)に資格証を添えてしなければならない。

附 則

この規則は、平成5年10月1日から施行する。

附 則(平成6年10月1日規則第12号)

- 1 この規則は、平成6年10月1日から施行する。
- 2 平成6年9月30日以前の入院医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成8年3月8日規則第3号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月29日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年12月18日規則第24号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成16年10月20日規則第10号）

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成16年11月26日規則第13号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年12月1日から施行する。

（忠岡町乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 7 第3条の規定による改正後の忠岡町乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に係る医療費の助成について適用し、同日前に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月3日規則第3号）

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第12号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第11号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の忠岡町子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成26年12月19日規則第30号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の忠岡町子ども医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成28年12月28日規則第14号）

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29年1月16日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第5条関係）

様式第4号（第6条関係）

様式第5号（第9条関係）